

	主な御意見	件数	ご意見に対する考え方
今回の改正に関するご意見	本改正に賛成する。	2	本改正は、各都道府県で行われる登録販売者試験の不正受験の防止を行うことで、登録販売者試験の適正な実施を図るものです。
	本改正に反対する。	2	
	理由 タイムカードでは不十分である。また、主に医薬品販売以外の従事に就いているものからの不正受験申請をまねくと考えられる。	(1)	本改正後に提出が必要となる資料は、勤務簿の写しのほか、労働基準法の規定により作成される賃金台帳、労働時間の記録に関する書類(出勤簿、タイムカード等)や、所得税法の規定により作成される給与明細等、薬事に係る法令以外の法令の規定により、労働時間に関する記録が客観的に確認できるものです。主に医薬品販売以外の従事に就いているものからの受験申請については、現在も申請はできないこととされています。
	当該書類をやむをえず提出出来ない者も居る。また、今回の改正目的及び法的根拠が不明、さらには当該書類自体が不正なものでないかどうかを行政機関において確認することが困難である。	(1)	本改正は、各都道府県で行われる登録販売者試験の不正受験の防止を行うことで、登録販売者試験の適正な実施を図るものです。新たに提出を求める書類については、薬事法施行規則(昭和39年厚生省令第1号)第159条の5第1項第1号に規定する、登録販売者試験を受けようとする者の一定の実務従事経験を証する書類の一部と考えます。また、薬事法施行規則第14条の2第2項等の規定により、薬局開設者等は虚偽又は不正の証明を行ってはならないとされています。行政機関は、薬局開設者等に対し薬事法(昭和36年法律第145号)第69条第2項等に基づく報告を求めることで、虚偽又は不正の証明がないか確認できると考えます。
	その他	29	
	労働関係に関する記録を提出させたとしても、既存書類の内容に対する付加情報が何らなく、不十分である。また、重要な個人情報であり、安易に添付書類とするのは疑問を感じる。	(9)	本改正の内容は、証明者が既存提出書類を書くにあたり参考にした、労働時間の記録に関する書類の提出を求めるものであり、不正受験に対し一定の効果を発揮するものと考えます。
	「等」や「所要の改正」という記載があるが、これによりやむやな改正が行われないようにしていただきたい。	(1)	本改正は、労働時間の記録に関する書類の添付のほか、既存提出書類の様式改正のみとさせていただきます。
	配置販売業の場合は、タイムカードの提出は難しい。	(2)	やむを得ず各種法令の規定により労働時間の記録に関する書類を提出できない場合は、営業日報等、労働時間が客観的に確認できる資料を提出することで差し支えありません。
	労働関係の記録は保存年限の都合上等の理由で出せない恐れがある。その場合は受験できないのか。	(4)	やむを得ず各種法令の規定により労働時間の記録に関する書類を提出できない場合は、営業日報等、労働時間が客観的に確認できる資料を提出することで差し支えありません。客観的に説明ができない場合は、受験はできないものと考えます。
	今回新たに書類提出を求めるのであれば、通知改正ではなく法令改正が必要ではないか。	(1)	
	改正後の通知で、本改正により添付される新たな書面の法的位置づけ等について示していただきたい。	(1)	新たに提出を求める書類については、薬事法施行規則(昭和39年厚生省令第1号)第159条の5第1項第1号に規定する、登録販売者試験を受けようとする者の一定の実務従事経験を証する書類の一部と考えます。
	業者、開設者、都道府県それぞれの業務負担が大きく、困難。	(1)	本改正は、各都道府県で行われる登録販売者試験の不正受験の防止を行うことで、登録販売者試験の適正な実施を図るものです。新たに提出を求める書類については、薬事法施行規則(昭和39年厚生省令第1号)第159条の5第1項第1号に規定する、登録販売者試験を受けようとする者の一定の実務従事経験を証する書類の一部と考えます。
	受験申請時に今回改正の添付書類の提出を求めるか否かは、各都道府県の判断で実施できる余地を残していただきたい。	(1)	
	今回改正の適用対象は、実務経験証明書の業務期間の始期が平成24年4月1日以降であって、同日以降証明するものにしていただきたい。	(1)	本改正は、登録販売者試験の適正な実施を図るため、全ての登録販売者試験を受験しようとする者に適用いたします。
	業務日報、日報の作成を義務付けるべきである。	(1)	
	実務経験証明書をもっと詳細に書けるよう様式改訂してほしいし、様式を統一化するなどして厳正なものとしていただきたい。	(6)	お寄せいただいた御意見に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
	実務経験証明書に関する不備事例は、通知やQ&A等を発出するなどにより、周知を図っていただきたい。	(1)	
	その他ご意見 「主に一般用医薬品の販売に従事」という登録販売者試験の受験申請に係る書類上の記載があるが、あいまいである。具体的にどの程度一般用医薬品の販売に関与していれば受験申請できるのか明らかにしていただきたい。	1	登録販売者は、試験に合格し都道府県に登録後、すぐに一人でも、店舗販売業又は配置販売業の許可を受けた店舗等で医薬品を販売等することができます。そのような場合にも、その役割をしっかりと果たすことができるようにするためには、あらかじめ、専門家である薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下、受験資格として実務経験を積むことを通じて実践的な資質を身につけている必要があります。具体的には、医薬品の販売等の下において、医薬品の取扱いを知ることや、購入者等からの要望を聞きそれを専門家に伝えて応答の仕方を知ること等を通じて座学では習得しにくい知識を身につけ、かつ、修得した知識の実践への生かし方を学ぶこと等が必要であると考えます。
	登録販売者試験において、受験資格である実務経験は不要であるため廃止すべきである。	1	

その他、お寄せいただきましたご意見については、今後の施策の実施に当たり、貴重なご意見として承らせていただきます。

受取意見総数(件)

46